

# SMT ダウ・ジョーンズ インデックス・オープン

追加型投信／海外／株式／インデックス型



## SMT ダウ・ジョーンズ インデックス・オープン

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>携帯サイト：<http://m.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)



■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第347号

設立年月日:昭和61年11月1日

資本金:3億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:9兆2,677億円

(資本金、運用純資産総額は平成29年5月31日現在)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

| 商品分類    |        |                   |         |
|---------|--------|-------------------|---------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類    |
| 追加型投信   | 海外     | 株式                | インデックス型 |

| 属性区分          |      |        |           |       |                                   |
|---------------|------|--------|-----------|-------|-----------------------------------|
| 投資対象資産        | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態      | 為替ヘッジ | 対象インデックス                          |
| その他資産<br>(注)) | 年2回  | 北米     | ファミリーファンド | なし    | その他(ダウ工業株30種平均株価<br>(NYダウ)(円ベース)) |

(注)投資信託証券(株式 一般)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

この目論見書により行うSMT ダウ・ジョーンズ インデックス・オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年7月20日に関東財務局長に提出しており、平成29年7月21日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

## ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

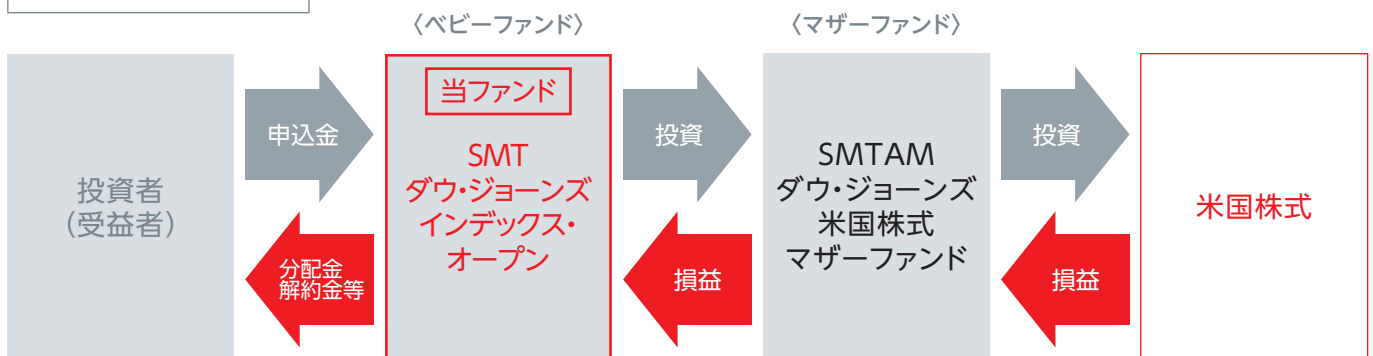
## ファンドの特色

### 特色1

ダウ工業株30種平均株価に採用されている米国の主要な株式30銘柄を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●原則として、為替ヘッジは行いません。

#### ファンドのしくみ



※各ファンドの純資産総額(2017年5月末現在)  
ベビーファンド:42.35億円、マザーファンド:269.03億円

### ? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

#### 〈マザーファンドの概要〉

| マザーファンド                   | 主な投資対象・投資地域                            | 運用の基本方針  |
|---------------------------|--|--|
| SMTAMダウ・ジョーンズ 米国株式マザーファンド | ダウ工業株30種平均株価(NYダウ)に採用されている米国の主要な株式30銘柄 | 主として、ダウ工業株30種平均株価(NYダウ)に採用されている米国の主要な株式30銘柄に投資を行い、ダウ工業株30種平均株価(NYダウ)(円ベース)と連動する投資成果を目指して運用を行います。 |

# ✓ ファンドの目的・特色

## ファンドの特色



### 特色2 ダウ工業株30種平均株価(円ベース)と連動する投資成果を目指して運用を行います。

#### ダウ工業株30種平均株価とは

インデックスの概要  
(2017年5月末現在)

|       |        |
|-------|--------|
| 構成国   | 1カ国    |
| 構成銘柄数 | 30銘柄   |
| 時価総額  | 約664兆円 |

ダウ工業株30種平均株価とは、S&P Dow Jones Indicesが米国を代表する優良30銘柄を選出し、指数化したものです。1896年に12種平均株価として誕生し、現在では米国株式の値動きを示す代表的な株価指数として知られ、日本では「ダウ平均」、「NYダウ」、「ダウ工業株30種」などと呼ばれています。

#### NYダウ採用銘柄(2017年5月末現在)

| 銘柄               | 業種                     | 構成比率(%) | 銘柄                    | 業種                     | 構成比率(%) |
|------------------|------------------------|---------|-----------------------|------------------------|---------|
| ゴールドマン・サックス・グループ | 各種金融                   | 6.9     | プロクター・アンド・ギャンブル       | 家庭用品・パーソナル用品           | 2.9     |
| 3M               | 資本財                    | 6.7     | JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー | 銀行                     | 2.7     |
| ボーイング            | 資本財                    | 6.1     | エクソンモービル              | エネルギー                  | 2.6     |
| ユナイテッドヘルス・グループ   | ヘルスケア機器・サービス           | 5.7     | イー・アイ・デュポン・ドゥ・ヌムール    | 素材                     | 2.6     |
| ホーム・デポ           | 小売                     | 5.0     | ウォルマート・ストアーズ          | 食品・生活必需品小売り            | 2.6     |
| アップル             | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 5.0     | アメリカン・エクスプレス          | 各種金融                   | 2.5     |
| IBM              | ソフトウェア・サービス            | 5.0     | マイクロソフト               | ソフトウェア・サービス            | 2.3     |
| マクドナルド           | 消費者サービス                | 4.9     | メルク                   | 医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス | 2.1     |
| ジョンソン・エンド・ジョンソン  | 医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス | 4.2     | ナイキ                   | 耐久消費財・アパレル             | 1.7     |
| トラベラーズ・カンパニーズ    | 保険                     | 4.1     | ペライゾン・コミュニケーションズ      | 電気通信サービス               | 1.5     |
| ユナイテッド・テクノロジーズ   | 資本財                    | 4.0     | コカ・コーラ                | 食品・飲料・タバコ              | 1.5     |
| ウォルト・ディズニー       | メディア                   | 3.5     | インテル                  | 半導体・半導体製造装置            | 1.2     |
| キャタピラー           | 資本財                    | 3.4     | ファイザー                 | 医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス | 1.1     |
| シェブロン            | エネルギー                  | 3.4     | シスコシステムズ              | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 1.0     |
| VISA             | ソフトウェア・サービス            | 3.1     | ゼネラル・エレクトリック          | 資本財                    | 0.9     |

※業種はGICS(世界産業分類基準)に基づきます。

(出所)Bloombergのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

#### ベンチマークの推移



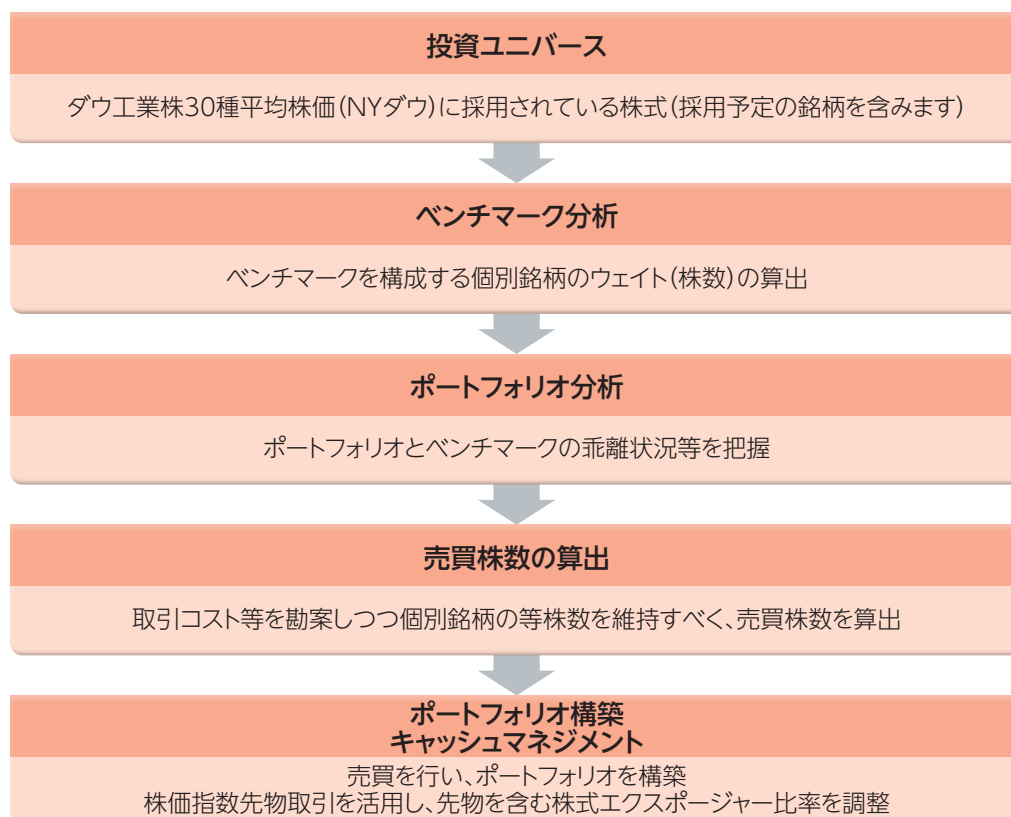
(出所)S&P Dow Jones Indices LLC及びBloombergのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※時価総額は、当該日の為替データを基に三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算しています。

※上記は過去のベンチマークデータを基に作成したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの運用状況を表したものではありません。

## ファンドの特色

### マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

### 分配方針

- 年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。  
ただし、分配を行わないことがあります。
  - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

# ✓ ファンドの目的・特色

## ダウ工業株30種平均株価について

[Dow Jones Industrial Average (JPY)] (「ダウ工業株30種平均株価(円ベース)」) (以下「当インデックス」)はS&P Dow Jones Indices LLC (以下「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが当社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC (以下「S&P」)の登録商標で、DJIA®, The Dow®, Dow Jones®およびDow Jones Industrial Average®はDow Jones Trademark Holdings LLC (以下「Dow Jones」)の商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの受益者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追隨するDow Jones Industrial Averageの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。Dow Jones Industrial Averageに関して、S&P Dow Jones Indicesと当社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。Dow Jones Industrial Averageは当社または当ファンドに關係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、Dow Jones Industrial Averageの決定、構成または計算において、当社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの新規設定または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。Dow Jones Industrial Averageに基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追隨する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。上記にかかわらず、CME Group Inc.とその関連会社は、当社により現在設定・運用されている当ファンドに関連しますが、当ファンドに類似または競合する金融商品を独自に発行または支援できるものとします。さらに、CME Group Inc.とその関連会社は、Dow Jones Industrial Averageのパフォーマンスに関連する金融商品を取引できるものとします。

S&P Dow Jones Indicesは、Dow Jones Industrial Averageまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P Dow Jones Indicesは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、Dow Jones Industrial Averageまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって当社、当ファンドの受益者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indicesは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと当社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

## NYダウ(ドルベース)とドル円レートの推移

(1980年1月2日～2017年5月末)



(出所) Bloombergのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※グラフはあくまで過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

|         |  |
|---------|--|
| 株価変動リスク | 株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。                                     |
| 為替変動リスク | 為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。   |
| 信用リスク   | 有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドは、ダウ工業株30種平均株価(NYダウ) (円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

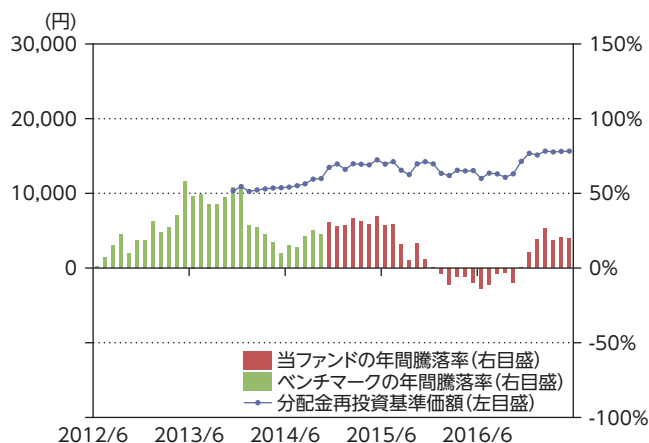
## リスクの管理体制

### 委託会社におけるリスク管理体制

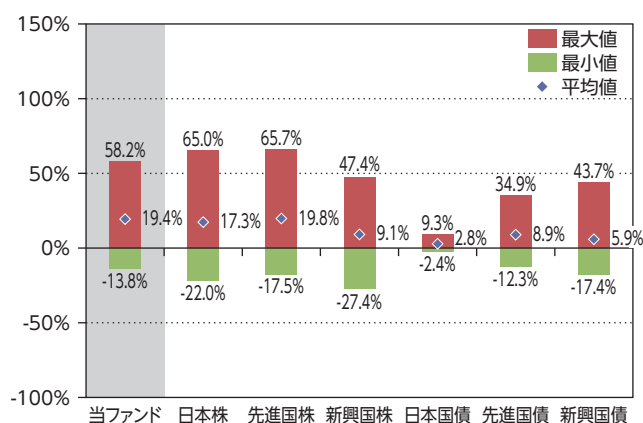
- 運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。
- 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

## 【参考情報】

### 当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



### 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*当ファンドの年間騰落率のうち、設定前については、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

\*2012年6月～2017年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの年間騰落率のうち、設定前については、ベンチマークの年間騰落率を用いて算出していますので、当ファンドの実績ではありません。

#### \*各資産クラスの指数

日本株・・・ TOPIX (東証株価指数、配当込み) \*1

先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) \*2

新興国株・・・ MSCIエマーゼィング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) \*3

日本国債・・・ NOMURA-BPI国債\*4

先進国債・・・ シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース) \*5

新興国債・・・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマーゼィング・マーケット・グローバル・デバチーフアィド (円ベース) \*6

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

\*1 TOPIX (東証株価指数) とは、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」) が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

\*2 MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

\*3 MSCIエマーゼィング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

\*4 NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

\*5 シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLC が開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、Citigroup Index LLC の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLC が有しています。なお、Citigroup Index LLC は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

\*6 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.



## 基準価額・純資産の推移



|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 15,653円 |
| 純資産総額 | 42.35億円 |

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

## 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

| 決算期 | 2015年4月 | 2015年10月 | 2016年4月 | 2016年10月 | 2017年4月 |
|-----|---------|----------|---------|----------|---------|
| 分配金 | 0円      | 0円       | 0円      | 0円       | 0円      |

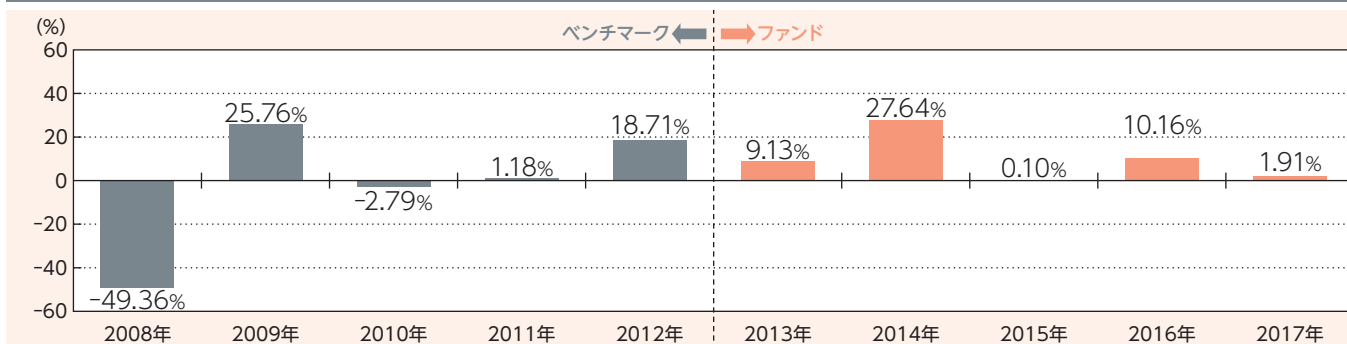
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

| 銘柄名                         | 国/地域 | 種類 | 業種                     | 実質投資比率 |
|-----------------------------|------|----|------------------------|--------|
| GOLDMAN SACHS GROUP INC     | アメリカ | 株式 | 各種金融                   | 6.9%   |
| 3 M COMPANY                 | アメリカ | 株式 | 資本財                    | 6.4%   |
| BOEING CO                   | アメリカ | 株式 | 資本財                    | 5.9%   |
| UNITEDHEALTH GROUP INC      | アメリカ | 株式 | ヘルスケア機器・サービス           | 5.5%   |
| HOME DEPOT                  | アメリカ | 株式 | 小売                     | 4.8%   |
| APPLE INC                   | アメリカ | 株式 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 4.8%   |
| INTL BUSINESS MACHINES CORP | アメリカ | 株式 | ソフトウェア・サービス            | 4.8%   |
| MCDONALD'S CORP             | アメリカ | 株式 | 消費者サービス                | 4.7%   |
| JOHNSON & JOHNSON           | アメリカ | 株式 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 4.0%   |
| TRAVELERS COS INC/THE       | アメリカ | 株式 | 保険                     | 3.9%   |

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2013年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2017年は年初から作成基準日までの収益率です。

※2008年～2012年はファンドのベンチマークである「ダウ工業株30種平均株価(NYダウ) (円ベース)」の年間収益率です。

※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 手続・手数料等

| お申込みメモ                |   |
|-----------------------|---|
| 購入単位                  | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 購入価額                  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>(基準価額は1万口当たりで表示しています。)  |
| 購入代金                  | 販売会社が定める期日までにお支払いください。  |
| 換金単位                  | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 換金価額                  | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。   |
| 換金代金                  | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。  |
| 申込締切時間                | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。  |
| 購入の申込期間               | 平成29年7月21日から平成30年1月19日までとします。<br>※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。  |
| 購入・換金申込<br>受付不可日      | 申込日当日が次の場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。<br>ニューヨーク証券取引所の休業日   |
| 換金制限                  | ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。   |
| 購入・換金申込受付の<br>中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの取消しを行うことがあります。   |
| 信託期間                  | 無期限(平成25年11月19日設定)  |
| 繰上償還                  | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。<br>●受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合<br>●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合<br>●やむを得ない事情が発生した場合 |
| 決算日                   | 毎年4月、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)です。   |
| 収益分配                  | 年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。<br>収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。  |
| 信託金の限度額               | 1兆円   |
| 公告                    | 日本経済新聞に掲載します。   |
| 運用報告書                 | 毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。  |
| 課税関係                  | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。<br>なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。  |



## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用      |   |                       |   |
|---------------------|---|-----------------------|---|
| 購入時手数料              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.24% (税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。  |                       |   |
| 信託財産留保額             | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.2%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。  |                       |   |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |   |                       |   |
| 運用管理費用 (信託報酬)       | 純資産総額に対して <b>年率0.54% (税抜0.5%)</b> 信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。  | 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 |   |
| 運用管理費用の配分           | 支払先   | 内訳                    | 主な役務                                    |
|                     | 委託会社  | 年率0.1836% (税抜0.17%)   | 委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価            |
|                     | 販売会社  | 年率0.2916% (税抜0.27%)   | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
|                     | 受託会社  | 年率0.0648% (税抜0.06%)   | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                 |
| その他の費用・手数料          | <p>監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度 (監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用<br/>有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料<br/>信託事務に係る諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等</p> |                       |   |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

### 〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期           | 項目       | 税金   |
|--------------|----------|--|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記税率は平成29年5月31日現在のものです。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]、未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

